鳥羽市総務民生常任委員会会議録

令和元年9月4日

〇出席委員

 委員長
 世古安秀
 副委員長
 坂倉広子

 委員
 奥村
 敦
 委員
 木下順一

 委員
 戸上
 建
 委員
 浜口一利

 委員
 坂倉紀男

〇欠席委員(なし)

〇出席説明者

- 勢力税務課長、佐々木補佐、平山係長
- · 中井健康福祉課長、岡本副参事、河原室長
- · 前田消防長、鳥谷尾消防次長、勢力室長、松井室長
- 奥野建設課係長
- 山本教委総務課長、寺本補佐

〇職務のために出席した事務局職員

次 長 兼 議事総務係長 木 田 崇

○世古安秀委員長 皆さん、改めましておはようございます。

本会議に引き続き、ただいまから総務民生常任委員会を再開します。

先ほどの本会議において当委員会に付託された案件は、議案第34号、鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、議案第35号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、議案第36号、鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について、議案第37号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第38号、鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第43号、工事請負契約の締結について(鳥羽市消防庁舎建設工事)の6件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第34号、鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

税務課長。

○勢力税務課長 税務課、勢力です。よろしくお願いします。

本会議に引き続き、総務民生常任委員会の開催、ありがとうございます。

早速ですが、提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

提出議案のほうの11ページをお願いいたします。

議案第34号、鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、県下における軽自動車税環境性能割の賦課徴収の統一化のため、非課税の範囲を 新たに追加し、あわせて種別割の非課税を拡大する規定を整備するものです。また、この改正は、平成28年 条例第15号で改正いたしました鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例を改めて改正するもので、施行期日 が到来していないことから、同改正となりました。

それでは、改正の内容について、新旧対照表のほうでご説明させていただきたいと思いますので、新旧対照表のほうの10ページ、11ページをごらんください。

日本赤十字社が三輪以上の軽自動車を取得した際に課税される環境性能割の非課税にする範囲を追加するものです。新旧対照表のほうでいきますと、第81条の2第1項の部分に該当します。

また改めてご説明させていただきますので、そのまま説明させていただきますと、これまで自動車税というのは、取得時に自動車取得税という形で県税の賦課徴収でございました。これはもう他の改正で行われているところですが、10月1日から軽自動車分は市税という形になります。その際、軽自動車環境性能割という名称になって課税される形になります。賦課徴収については、当分の間、以前と同様に三重県に行っていただくことから、普通車と同じように環境性能割の非課税対象車両を統一化するために、非課税の範囲を定めるものです。

新旧対照表のほうの10ページ、第1項をごらんいただきたいと思いますが、取得ということでございます。 第1号から第5号までを非課税にする対象車両とさせていただいております。 1号、救急用のもの、2号、

巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの、3号、血液事業の用に供するもの、4号、救護資材の運搬の用に供するもの、5は市長が認めるものという形になっております。

以上が第1項のほうの説明になります。

また、取得後、所有することで課税される種別割という形になるんですが、こちらも環境性能割と均衡を図るため、同様の非課税の範囲として、こちらは拡大するということで今回の改正を上げさせていただいております。種別割という言い方をさせていただいておりますが、以前までは軽自動車税という形で、軽自動車を所有するものについては、市税として課税をさせていただいていました。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらは左側の改正案、新のところで、第2項の部分になります。所有するという名称になっておりまして、旧のほうを見ていただきますと、今までは救急用のものについては非課税の対象とさせていただいておりました。こちらについても、第1項の取得の際の環境性能割と同様、第2号以下を第1項と同様の対象車両とさせていただく改正を上程させていただいております。

そのまま読ませていただきますと、第1号のほうは、そのまま救急用のもの、これは以前からあります。

第2号以下、追加ですが、巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの、3、血液事業、4、救護資材の運搬に要するもの、あと市長の認めるものという形で、第1項の範囲と同様とさせていただいております。

この改正の施行期日は公布の日からということになるんですが、実際の運用については10月1日が対象という形になりますので、そういうところから本日の総務民生常任委員会を開催させていただいた運びとなっておりますので、審議のほどよろしくお願いして、ご承認いただきますようどうぞよろしくお願いします。 以上です。

〇世古安秀委員長 税務課長の説明は終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。

戸上委員。

- **〇戸上 健委員** 課長、鳥羽に該当する車両というのはあるんでしょうか。
- 〇世古安秀委員長 税務課長。
- **〇勢力税務課長** 今所有するものが該当してくるかと思うんですが、今現在はございません。今後取得するのも 想定はしていませんので、該当する車両はないというふうに想定しております。
- **〇世古安秀委員長** ほかにございませんか。

浜口委員。

- **○浜口一利委員** 現行ですと、第81条の7のところでも非課税の範囲と大きくくくってあるわけやけれども、 詳細に明文化したという理解でよろしいんですか。
- 〇世古安秀委員長 税務課長。
- ○勢力税務課長 以前は所有するもの、昔でいうと市税の軽自動車税の部分の非課税の範囲が救急用のものだけ ということで明文化させていただいておりました。先ほどちょっとご説明もさせていただきましたが、今度取 得した際は、以前は県税としていた部分を新規で追加させていただきましたので、それと合わす形で、所有し ていた部分も同じく非課税の範囲を拡大させていただいて明文化させていただいたという形でよろしいかと思

います。

- 〇世古安秀委員長 浜口委員。
- **○浜口一利委員** この改正の新のほうを見てみると詳細にずっと分けてあるもんで、それを全部詳細に分けてここへ載せたのかなと思って聞いたんですけれども、全く違うということですか。
- 〇世古安秀委員長 税務課長。
- **〇勢力税務課長** 先ほど戸上委員からも質問がありましたけれども、対象車両はないところの中で、以前までは 所有する軽自動車税は救急用のものであれば非課税にしていたんですが、対象車はありませんでした。

今回、取得する以前の自動車取得税については、軽自動車分は市税になりますので明文化しないといけないところの中で、普通車はそのまま引き続いて県の条例のほうに全く同じ状態で明文化されております。同じ手続をするに当たり、三重県下統一して、普通車と同じように非課税の範囲をこのように明文化しておかないと事務が煩雑になったりと、もちろんこれは公益性に富むものという形での非課税にはなるんですが、明文化させていただいとると。

〇世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第35号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、担当 課長の説明を求めます。

消防長。

〇前田消防長 消防本部、前田でございます。よろしくお願いします。

それでは、議案第35号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正についてご説明をいたします。

提出議案書の13ページのほうをよろしくお願いしたいと思います。

提案理由といたしましては、消費税率の8%から10%への引き上げに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、鳥羽市手数料徴収条例の一部について、所要の改正を行うものでございます。

議案の概要でございますが、鳥羽市手数料徴収条例第2条第1項第10号イ中の消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可申請手数料で、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の一部手数料額を引き上げるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をいたしますので、12、13ページをごらんください。 第2条第1項第10号イ中の設置許可を受けなければならないさまざまな危険物施設のうち、12ページの 中段に括弧書きで浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所となります。

その下の部分の(ウ)のところですけれども、危険物の貯蔵最大数量が1 万キロリットル以上5 万キロリットル未満のもの「158 万円」を「159 万円」に、その下の(エ)の危険物の貯蔵最大手数料が5 万キロリットル以上10 万キロリットル未満のもの「194 万円」を「195 万円」に、その下の(オ)の危険物の貯蔵最大数量が10 万キロリットル以上20 万キロリットル未満のもの「226 万円」を「227 万円」に改めるものでございます。

施行期日といたしましては、令和元年の10月1日、消費税の増税の日から施行となります。

なお、この屋外タンク貯蔵所というのは1,000キロリットル以上でございまして、当消防本部管内には、 先ほど説明させていただきました危険物タンクはございません。ちなみに、鳥羽市の最大の屋外タンク貯蔵所 は200キロリットルでございます。

以上、説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

〇世古安秀委員長 説明は終わりました。

この件につきましてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第36号、鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者 負担額を定める条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

〇中井健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課長の中井です。よろしくお願いします。

それでは、議案第36号、鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

議案書の15ページをお願いします。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化の施行に伴い、子どものための教育・保育給付に関する用語を整理したく、本提案とするものでございます。

それでは、新旧対照表の14ページをお願いいたします。

本年5月に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度、子育てのための施設等利用給付が創設されたことから、よりわかりやすく、新たな認定と区別するため、第2条第1項中、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものでございます。

条文の改正はここのみでございますが、今回の改正の全般につきまして、資料を使用して副参事のほうから 説明をさせます。

- 〇世古安秀委員長 副参事。
- ○岡本副参事 健康福祉課子育て支援担当、岡本です。よろしくお願いします。

では、事前にお配りさせていただきました「幼児教育・保育の無償化〔保育所 保育料〕の概要」をごらんください。総務民生常任委員会【健康福祉課】1です。

資料の左側には、国が示しております本年10月1日からの無償化の内容を記載しております。

対象者は、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちです。あとゼロ歳から2歳までの子供を持つ住民税非課税世帯となっております。対象施設は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設などとなっております。

今回の無償化では、認可保育施設を利用できていない認可外保育施設等を利用する子供たちに対する手だて といたしまして、3歳から5歳までの子供たちは月額3万7,000円、ゼロ歳から2歳までの非課税世帯の 子供たちは、月額4万2,000円までの利用料が無償となります。

この資料の右側の上段枠なんですけれども、根拠法令等を記載させていただいておりますけれども、今回の

無償化に関しましては、子ども・子育て支援法の一部改正によるものでありまして、子ども・子育て支援法施行令にて満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額と、満3歳未満の保育認定子どもを持つ市町村民税非課税世帯に係る利用者負担額がゼロとなったことから、本市の利用者負担額を改正するものとしております。

利用者負担額の定めにつきましては、規則に委ねられていることから、鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の改正案をこの資料の右側下表でお示しさせていただいております。この表なんですけれども、左から所得階層、次が所得額、範囲です。で、3歳未満に係る保育料、3歳以上児に係る保育料を示しております。先ほどご説明させていただきましたように、3歳未満児に係る市町村民税非課税世帯の保険料はゼロにしております。3歳以上児に係る保育料を無償とすることで、その枠を削除しております。

以上、資料の説明とさせていただきます。

- 〇世古安秀委員長 教育委員会総務課長。
- **〇山本教委総務課長** 教育委員会総務課、山本です。よろしくお願いします。

保育所に続きまして、幼稚園の規則の改正について説明をさせていただきます。

提出資料の中で、【教育委員会総務課】1と書いたものがあると思います。よろしいでしょうか。

幼稚園につきましては、対象児童が3歳から5歳までとなっておりますので、入園児童の全員が無償化の対象となります。月額について2万5,700円と国のほうで決められておりますので、鳥羽市の幼稚園は上限が5,000円となっておりますので、全員がこの対象に当てはまります。

それで、資料の中の真ん中あたりに規則の一部改正ということで、現在の徴収基準の階層表を上げさせていただいております。現在は無料から5,000円までの階層で徴収をさせていただいておりますけれども、今回の無償化に伴いまして、この表を規則の中から削除するということにさせていただきたいと思います。

以上が幼稚園に係る規則の部分の説明になります。

〇世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第37号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

〇中井健康福祉課長 続きまして、議案第37号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正でございます。

議案書は17ページとなっております。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案をするものでございます。

すみません。冒頭にお願いがございます。新旧対照表を使用させていただくんですが、15ページから 45ページまでと大変長くなっております。本則が第2条から第52条まで、まして附則までございますので、 少し時間をとりますのでよろしくお願いします。

では、新旧対照表の15ページをごらんください。

第2条、定義でございますが、第1項第9号から第11号までは用語の改正を行い、第12号から第22号を第17号から第27号に繰り下げて用語を改正するほか、第12号から第16号までの用語を加えております。

この第2条の第9号、第10号、第11号の三つの用語、「支給認定」を「教育・保育給付認定」、それから第10号「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」、それから、第11号にあります「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」にかえる、この三つの用語が全編にわたります。この後もたくさん出てきますので、よろしくお願いします。

続きまして、16ページをごらんください。

第3条、一般原則でございます。子ども・子育て支援法第2条、基本理念で新たに追加されました「子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」という文言を加えまして、17ページにございます第5条では、用語改正のほか、利用者負担額等の受領を定めた条文を示した文言にかえております。

続く第6条から20ページの第12条までは、用語の改正となっております。

20ページをごらんください。

第13条第1項の利用者負担額等の受領では、特定教育・保育施設が特定教育・保育を提供した際、利用者負担額の支払いを受けるのは満3歳未満保育認定子ども――いわゆるゼロ歳から2歳までなんですけれども――の保護者からである旨を規定し、同条第2項から21ページの第3項までは、用語を改正しております。続いて、21ページの第4項では、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち支払いを受けることができる旨、規定されておりますが、本項中の用語を改正するほか、同項第3号で規定された食事の提供に要する費用のうち、アにおきまして、教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割の合算額がそれぞれ、(ア)教育認定子どもで7万7,101円未満、(イ)保育認定子どもで5万7,700円未満――ひとり親世帯の場合は7万7,101円未満でございます――の場合の費用の免除規定のほか、22ページのイにおきまして、同一の世帯に満3歳以上の教育・保育給付認定子どもが3人以上いる場合、3人目に該当すれば、(ア)教育認定子ども(幼稚園)、(イ)保育認定子ども(保育所)で費用をそれぞれ免除する規定になっております。ウにおきましては、満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供に要する費用を免除する規定を設けております。

ここで、条文の途中でございますが、資料によりまして、今回の給食費の概要について、副参事から説明を させます。

〇世古安秀委員長 副参事。

○岡本副参事 では、失礼します。

まず、資料の確認なんですけれども、事前に配付させていただきました資料で、「幼児教育・保育の無償化 〔保育所 給食費〕の概要」という、これは予算決算委員会に提出をさせていただく資料となります。ナンバ 一のほうが健康福祉課の2番です。それをちょっと今回ご説明させていただきたいと思います。

では、よろしいでしょうか。

この資料の左側にも、国が示しております給食の考え方を記載させていただきました。本年10月1日から、 先ほどから申していますように、3歳から5歳までの子供に係る保育料は無償となりますけれども、これまで 保育料の中に副食費、おやつ、おかずに係る費用が含まれていると、その部分については、自宅で子育てをす る場合にも必要な費用であることから、引き続き保護者の皆様にご負担をお願いするものとなっております。

副食費の免除対象の範囲といたしましては、右側の下段に示させていただきました。真ん中のほうに2号認定子どもにかかる副食費の免除対象の範囲というのがございます。これは国モデルなんですけれども、黄色とピンク色というのが免除されるところで、赤枠で囲んだ白色の部分、第4階層以上の第1子、第2子というふうにご負担を求める範囲を示させていただきました。

すみません。簡単でございますが、以上のとおりです。

〇世古安秀委員長 課長。

〇中井健康福祉課長 それでは、条文の説明に戻りたいと思います。

新旧対照表22ページの中段、第13条第4項、第5項から続けます。

この第5号以下、28ページの第34条までは用語の改正をしております。

28ページ、第35条、特別利用保育の基準から31ページにかけての第36条、特別利用教育の基準では、 用語の改正と読みかえの規定を行っておりまして、同ページの第37条では、特定地域型保育事業のうち、事 業所内保育事業を除く家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業における利用定員の数を規定し ております。

続きまして、31ページの下段でございます。

第38条でございます。こちらのほうでは、第1項中、利用者負担額等の受領を定めた条文を示した文言に 言いかえております。

続きまして、32ページの第39条、正当な理由のない提供拒否の禁止等から、33ページの第41条、心身の状況等の把握までは用語の改正でございます。

続きまして、33ページから36ページにかけての第42条、特定教育・保育施設等との連携では、第1項で特定地域型保育事業者の定義の適用範囲を第5項までとし、同項第1号から第3号までの用語を改正するほかに、事業所内保育事業の連携協力を規定した第2項を第6項に繰り下げて、特定地域型保育事業者における連携先の確保及び例外規定等を定めた第2項から第5項までを追加いたしまして、第8項に保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保の例外規定を加えまして、第9項では用語の改正を行っております。

続きまして、36ページの第43条でございます。この第1項から38ページの第6項までは用語の改正で ございます。

38ページの第46条、運営規定の第1項第1号で利用者負担額等の受領を定めた条文を示し、第47条及び39ページの第49条で用語の改正をしております。

続いて、39ページから40ページにかけての第50条、準用の部分では読みかえを規定いたしまして、第51条、特別利用地域型保育の基準では、第1項から第2項までは用語改正、第3項は読みかえを規定しております。

続いて、42ページの第52条、特定利用地域型保育の基準につきましても、第1項から第2項までは項中

の用語改定を行い、第3項に読みかえを規定しております。

最後の43ページ、附則でございます。

43ページの附則では、特定保育所に関する特例に係る第2条第1項では読みかえ規定をしておるんですけれども、44ページにおいて、改正前の第3条としまして施設型給付費等に関する経過措置の規定があったんですが、改正後では本則の第35条、それから第51条にその規定をしたことから、この附則の第3条を削除いたしまして、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置、連携施設に関する経過措置を1条ずつ繰り上げまして、第4条、連携施設に関する経過措置で連携施設を確保する猶予期間を10年に伸ばしております。長々と説明をさせていただきました。

以上、説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

〇世古安秀委員長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。

戸上委員。

- **〇戸上 健委員** 確認ですけれども、添付されておる資料のナンバー1というのは、予算決算常任委員会で詳しい説明があるんでしょうか。
- 〇世古安秀委員長 健康福祉課副参事。
- ○岡本副参事 はい。ナンバー1は、予算決算常任委員会で説明をさせていただきます。
- ○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 ないようですので、続いて、議案第38号、鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一 部改正について、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

〇中井健康福祉課長 続きまして、議案第38号、鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例でございます。

議案書は15ページ、提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化の施行に伴い、給食費に関する規定等を整備するとともに所要の改正をいたしたく、本提案をするものでございます。

では、新旧対照表の46ページをお願いいたします。

保育所を規定しております第8条第1項中の「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めまして、同条第2項では、同一世帯で保育所に在籍しております児童及び幼稚園に在籍している幼児が2人以上あるときは、出生の早い者から順に数えて「第2番目以降である児童」の次に「同時在籍2番目以降児童」の文言を加えております。

次に、第8条の2として、給食費を規定する条項を加えております。

今回の幼児教育・保育の無償化につきましては、保育料は無償としますが、給食費等は実費徴収が可能なものとして位置づけられていることから、同条第1項で給食の額を規則に委ねる旨を規定いたしまして、同条第2項では、市の単独事業である同時在籍2番目以降の児童に係る給食費を無料とする規定を加えております。

第9条の減免規定でありますけれども、見出しと条文の「保育料」に「及び給食費」をつけ加えております。 以上、説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

〇世古安秀委員長
担当課長の説明は終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。ありませんね。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 それでは、ないようですので、続いて、議案第43号、工事請負契約の締結について(鳥羽 市消防庁舎建設工事)、担当課長の説明を求めます。

消防長。

〇前田消防長 それでは、議案第43号、工事請負契約の締結についてのご説明をいたします。

提出議案書40ページをお願いいたします。

鳥羽市消防庁舎建設工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産取の得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 契約の目的ですが、鳥羽市消防庁舎建設工事となります。

契約方法は指名競争入札で、契約の金額は6億2,646万1,000円でございます。

契約の相手方につきましては、三重県四日市市安島一丁目6番14号、TSUCHIYA株式会社三重支店 と鳥羽市安楽島町1222番20、宮崎建設工業株式会社とのTSUCHIYA・宮崎特定建設工事共同企業 体、代表者、TSUCHIYA株式会社三重支店支店長、川瀬太啓でございます。

入札につきましては、鳥羽市入札資格参加者名簿に登録のある業者のうち、三重県内に本店、支店、または 営業所を置き、建設業経営事項審査の建築一式工事の総合評価点が1,300点以上の業者と、鳥羽市建設工 事格付がAランクの業者におきまして、共同企業体を結成するとした3業者にて入札を行いました。

落札率は90%でございまして、最低制限価格による落札となっております。工期につきましては、本議会 議決後より令和2年8月31日までとしております。

以上、説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

〇世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

- **〇戸上 健委員** 入札結果調書を拝見しますと1社が辞退をしております。この辞退の理由は何でしょうか。
- 〇世古安秀委員長 はい、建設課。
- **〇奥野係長** 入札辞退の結果としましては、技術者不足、当日の技術者がいないということで、参加の申し込みはしていたんですが、当日辞退ということになりました。
- 〇世古安秀委員長 戸上委員。
- **〇戸上 健委員** 入札に応募した上で辞退ということになったわけですか。
- 〇世古安秀委員長 建設課。
- **〇奥野係長** はい。技術者をいろいろ探していたんですが、ちょっとその時期にいなかったということで辞退になりました。

- 〇世古安秀委員長 戸上委員。
- **〇戸上 健委員** 入札結果調書をいろいろ拝見しますと、入札辞退というのもしばしば出てきます。しかし、こういう6億の予定価格の大規模な工事入札で、応募しながら入札自体をいわば直前になって辞退するということになるわけです。こういうこともしばしば起きるんでしょうか。それとも異例の事態なんでしょうか。
- 〇世古安秀委員長 消防長。
- **○前田消防長** 前回の大規模工事の入札にありましても、辞退があった旨、理解しております。 以上です。
- 〇世古安秀委員長 戸上委員。
- **〇戸上 健委員** 先ほど消防長の報告で、最低制限価格 5 億 6,9 5 1 万円で落札ということになったと。予定 価格は 6 億 3,2 7 9 万円でしたから、6,2 8 8 万円、ざっとですけれども、入札差金が生じたということに なります。これまでの鳥羽市の大型の発注工事の中で、最低制限価格ぎりぎりで落札した事例というのは余り ないように思います。その意味で、消防本部のこの件に関する何か特別な努力というようなものがあったんで しょうか。
- 〇世古安秀委員長 消防長。
- **○前田消防長** うちのほうは工事自体を建設課のほうに委託をしておりますので、建設課の担当者が頑張ってくれたものだと思います。

以上です。

- 〇世古安秀委員長 戸上委員。
- **O戸上 健委員** わかりました。

6,000万の差金が出たということについては、それだけ市の財政が助かるといいますか、補助金もいろいろありますから、ダイレクトにということではありませんけれども、業者にとってはそれだけ利幅が減るということで、あれでしょうけれども、それだけの入札金額を入れたということは評価したいというふうに思います。

以上です。

〇世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、審査を終わります。

これで付託された議案の説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで議案に対する討議を行いますか。どうしますか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 ありませんか。

それでは、これより採決を行います。

議案第34号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起 立 全 員)

〇世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第34号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第35号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起 立 全 員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第35号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第36号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起 立 多 数)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第36号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第37号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起 立 多 数)

〇世古安秀委員長 ありがとうございました。起立多数であります。

よって、議案第37号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第38号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起 立 多 数)

〇世古安秀委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第38号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第43号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起 立 全 員)

〇世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第43号については、原案どおり可決することに決定しました。

これで付託された議案の審査を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご 一任いただきたいと思います。

以上で本日の総務民生常任委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時27分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年9月4日

総務民生常任委員長 世 古 安 秀